

令和7年7月28日

定額減税補足給付金（不足額給付） の支給を開始します

昨年度に実施した当初調整給付（令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税において定額減税しきれないと見込まれる方への給付）の支給額に不足が生じる場合等に、不足額給付金を支給します。支給までの具体的なスケジュール等が決まりましたのでお知らせします。

1 内 容

(1)スケジュール

- ・令和7年8月1日（金） 対象者へ順次案内通知発送
- ・令和7年8月21日（木） 対象者へ支給開始
- ・令和7年10月31日（金） 申請受付終了（消印有効）

(2)送付する書類

対象者には順次、以下の書類をお送りします。

▽公金受取口座等のある方

「支給のお知らせ」（原則手続き不要）

▽公金受取口座のない方

「確認書」（オンライン申請または郵送手続きが必要）

※対象と思われる方で8月下旬までに通知が届かない場合は、下記コールセンターまでお問い合わせください。

(3)岡山市不足額給付コールセンター

- ・電話番号 0120-444-482
- ・開設期間 令和7年8月1日（金）～10月31日（金）（土・日・祝除く）
- ・受付時間 8時30分～17時15分

(4)臨時窓口

- ・開設場所 岡山市保健福祉会館1階（北区鹿田町一丁目）
- ・開設期間 令和7年8月1日（金）～10月31日（金）（土・日・祝除く）
- ・受付時間 8時30分～17時15分

2 制度概要

◆給付対象

令和7年1月1日に岡山市に住所を有し、次のいずれかに該当する方

① 定額減税対象の方で当初調整給付額に不足が生じた方

当初調整給付の算定に際し、令和5年分所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算出したこと等により、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき額と当初調整給付額との間で差額が生じた方

② 定額減税対象外で次のすべての要件を満たす方

- ・本人が定額減税の対象外であること(所得税及び個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ)
- ・扶養親族等としても定額減税の対象外であること(税制度上、「扶養親族」の対象外)
- ・低所得世帯向け給付金(注)の対象でないこと(低所得世帯向け給付対象世帯の世帯主・世帯員でない)

(注) 令和5年度非課税世帯への給付(7万円)、令和5年度均等割のみ課税世帯への給付(10万円)、令和6年度新たに非課税世帯または均等割のみ課税となった世帯への給付(10万円)

- ・当初調整給付の対象でないこと(扶養親族等として加算される者を含む)

③ ②のほか「地域の実情によりやむを得ないと内閣府が認める場合」に該当する方

◆給付額

- ① 本来給付すべき額 — 当初調整給付額
- ② 原則4万円 ※R6.1.1時点で国外居住者であった方:3万円
- ③ 3万円以内の個別の給付額

詳しくはホームページ(右記二次元コードからアクセスください)をご覧ください。
いただくか、コールセンターまでお問い合わせください。



【問い合わせ先】

岡山市 福祉援護課 遠藤・佐藤 直通086-803-1717 内線5458・5461

定額減税補足給付金（不足額給付）事業

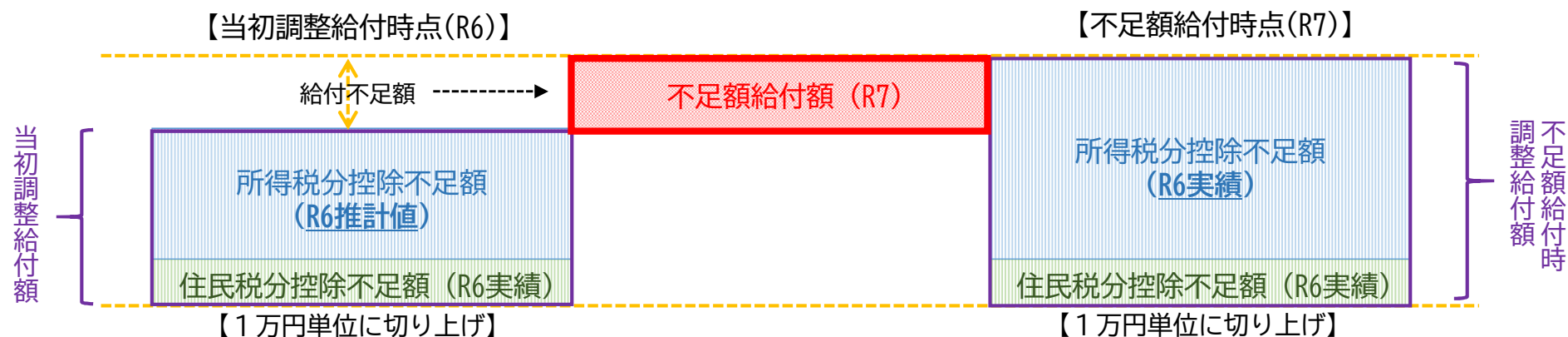
令和7年7月28日
保健福祉局
福祉援護課

不足額給付の給付対象・給付額

令和7年1月1日時点で本市に住所を有し、次のいずれかに該当する方（約9万人）

1. 定額減税対象の方で当初調整給付額に不足が生じた方

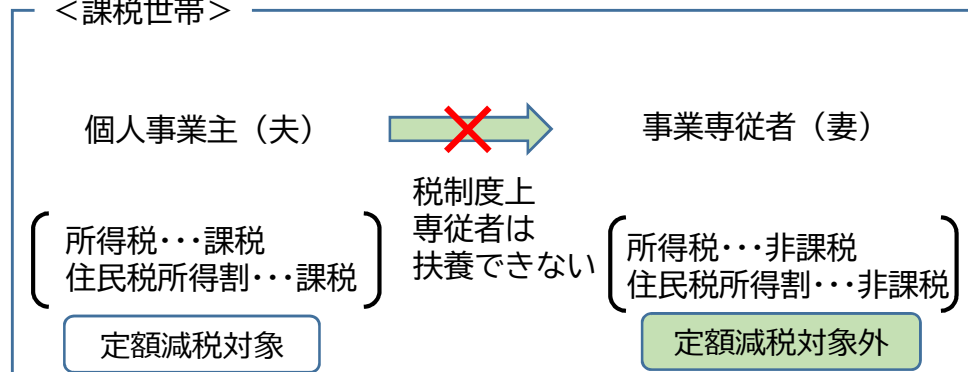
➡給付額：給付不足額（不足給付時－当初調整給付時）



2. 定額減税対象外の方で低所得世帯向け給付対象世帯の世帯主・世帯員に該当しない方

例1 個人事業主（夫）、事業専従者（妻）の世帯

<課税世帯>



➡給付額：原則4万円（定額）

例2 納税者（子）、所得48万円超の方（父）の世帯

<課税世帯>

